

## 介護保険制度パンフレット 新旧対照表

新（令和8年4月1日～）	旧（令和7年4月1日～令和8年3月31日）	旧（～令和7年3月31日）
<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>82万6,500円以下</b>の方</li> </ul>	<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>80万9,000円以下</b>の方</li> </ul>	<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第1段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>80万円以下</b>の方</li> </ul>
<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第2段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>82万6,500円</b>を超え、120万円以下の方</li> </ul>	<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第2段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>80万9,000円</b>を超え、120万円以下の方</li> </ul>	<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第2段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が区市町村民税非課税で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>80万円</b>を超え、120万円以下の方</li> </ul>
<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第4段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人は区市町村民税が非課税だが、課税されている人が世帯にいる方で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>82万6,500円以下</b>の方</li> </ul>	<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第4段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人は区市町村民税が非課税だが、課税されている人が世帯にいる方で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>80万9,000円以下</b>の方</li> </ul>	<p>p. 8 保険料所得段階による対象者 第4段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人は区市町村民税が非課税だが、課税されている人が世帯にいる方で、前年の合計所得金額（※2）から年金収入に係る所得（※3）を控除した額と課税年金収入の合計が <b>80万円以下</b>の方</li> </ul>
新（令和8年8月1日～）	旧（令和7年8月1日～令和8年7月31日）	旧（～令和7年7月31日）
<p>p. 11 利用者負担の軽減制度 高額（医療合算）介護サービス費 利用者負担段階区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村民税世帯非課税者等</li> </ul> <p>①年金収入とその他の合計所得金額の合計が <b>82万6,500円以下</b>の方</p>	<p>p. 11 利用者負担の軽減制度 高額（医療合算）介護サービス費 利用者負担段階区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村民税世帯非課税者等</li> </ul> <p>①年金収入とその他の合計所得金額の合計が <b>80万9,000円以下</b>の方</p>	<p>p. 11 利用者負担の軽減制度 高額（医療合算）介護サービス費 利用者負担段階区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区市町村民税世帯非課税者等</li> </ul> <p>①年金収入とその他の合計所得金額の合計が <b>80万円以下</b>の方</p>

「P18 1か月当たりの利用者負担のめやす（介護老人福祉施設）」は、令和8年8月に変更

## 旧（令和6年8月～令和8年7月）

### 1か月当たりの利用者負担のめやす（介護老人福祉施設）

施設種別等		利用者負担段階(注1)	介護サービス費(注2) (特別区・1割負担の場合)	食費	居住費	合計
ユニット型 介護老人福祉施設 (ユニット型特別 養護老人ホーム)	ユニット型 個室	第1段階	15,000	9,000	26,400	50,400
		第2段階	15,000	11,700	26,400	53,100
		第3段階①	21,900～24,600	19,500	41,100	82,500～85,200
		第3段階②	21,900～24,600	40,800	41,100	103,800～106,500
		第4段階	21,900～31,200	(注4)	(注4)	—
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	従来型個室	第1段階	15,000	9,000	11,400	35,400
		第2段階	15,000	11,700	14,400	41,100
		第3段階①	19,300～24,600	19,500	26,400	65,200～70,500
		第3段階②	19,300～24,600	40,800	26,400	86,500～91,800
		第4段階	19,300～28,500	(注4)	(注4)	—
	多床室 (相部屋)	第1段階	15,000	9,000	0	24,000
		第2段階	15,000	11,700	12,900	39,600
		第3段階①	19,300～24,600	19,500	12,900	51,700～57,000
		第3段階②	19,300～24,600	40,800	12,900	73,000～78,300
		第4段階	19,300～28,500	(注4)	(注4)	—

注1 表の「利用者負担段階」は、保険料における所得段階とは異なります。

注2 「介護サービス費」は要介護度、地域及び所得の状況によって異なります(上表は特別区に所在する施設で1割負担の方の場合)。また、心身の状態や施設の体制等により、療養食加算や認知症専門ケア加算等が加算されます。

注3 第1～第3段階の介護サービス費・食費・居住費は、国が定めた負担限度額を超えた分の「補足給付」及び11ページの「高額介護サービス費」の適用後の額で、利用者負担の上限額となります。居住費は、令和6年8月改正後の負担限度額を適用しています。

注4 利用者負担段階が第4段階の方の食費・居住費は、いずれも利用者と施設との契約により決められます。

注5 歯ブラシや化粧品等の日用品やインフルエンザの予防接種、嗜好品等も利用者負担となり、いずれも利用者と施設との契約により決められます。

## 新（令和8年8月～）

### 1か月当たりの利用者負担のめやす（介護老人福祉施設）

施設種別等		利用者負担段階(注1)	介護サービス費(注2) (特別区・1割負担の場合)	食費	居住費	合計
ユニット型 介護老人福祉施設 (ユニット型特別 養護老人ホーム)	ユニット型 個室	第1段階	15,000	9,000	26,400	50,400
		第2段階	15,000	11,700	26,400	53,100
		第3段階①	21,900～24,600	20,400	41,100	83,400～86,100
		第3段階②	21,900～24,600	42,600	44,100	108,600～111,300
		第4段階	21,900～31,200	(注4)	(注4)	—
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	従来型個室	第1段階	15,000	9,000	11,400	35,400
		第2段階	15,000	11,700	14,400	41,100
		第3段階①	19,300～24,600	20,400	26,400	66,100～71,400
		第3段階②	19,300～24,600	42,600	29,400	91,300～96,600
		第4段階	19,300～28,500	(注4)	(注4)	—
	多床室 (相部屋)	第1段階	15,000	9,000	0	24,000
		第2段階	15,000	11,700	12,900	39,600
		第3段階①	19,300～24,600	20,400	12,900	52,600～57,900
		第3段階②	19,300～24,600	42,600	15,900	77,800～83,100
		第4段階	19,300～28,500	(注4)	(注4)	—

注1 表の「利用者負担段階」は、保険料における所得段階とは異なります。

注2 「介護サービス費」は要介護度、地域及び所得の状況によって異なります(上表は特別区に所在する施設で1割負担の方の場合)。また、心身の状態や施設の体制等により、療養食加算や認知症専門ケア加算等が加算されます。

注3 第1～第3段階の介護サービス費・食費・居住費は、国が定めた負担限度額を超えた分の「補足給付」及び11ページの「高額介護サービス費」の適用後の額で、利用者負担の上限額となります。居住費は、令和8年8月改正後の負担限度額を適用しています。

注4 利用者負担段階が第4段階の方の食費・居住費は、いずれも利用者と施設との契約により決められます。

注5 歯ブラシや化粧品等の日用品やインフルエンザの予防接種、嗜好品等も利用者負担となり、いずれも利用者と施設との契約により決められます。